

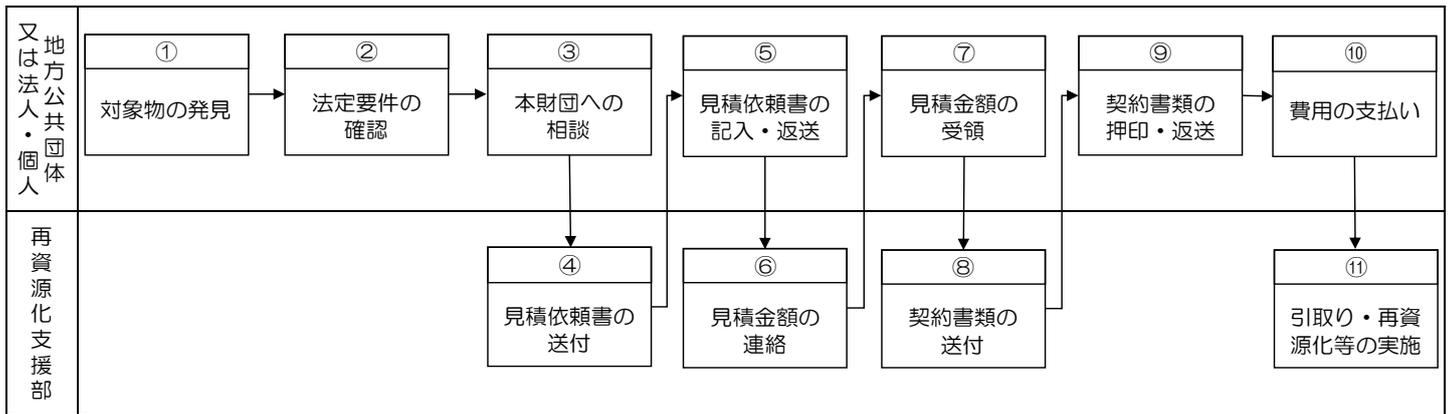
引取・再資源化等の委託手続き

1. 概要

本財団では、自治体や一般の方から委託を受けて、私有地等に放置されて引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車やフロン類・エアバッグ類・ASRを引取り、破壊及びリサイクルを実施しています。

委託にあたっては、事前の見積もりや契約手続きが必要となります。具体的な手続きの流れや留意点は以下のとおりです。なお、本財団に委託せず近隣の自動車リサイクル関連事業者に委託して処理することも可能です。

2. 手続きの流れ



- ① 対象物は引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車及びフロン類・エアバッグ類・ASRです
- ② 警察へ届出を行い、当該対象物の所有者や事件性の有無等を確認してください
- ③ 電話等により本財団へ相談してください（対象物の種類や量、放置場所などを伺います）
- ④ 本財団から相談者へ、見積依頼書を送付します
- ⑤ 送付された見積依頼書を受領し、必要事項を記入して本財団へ返送してください
- ⑥ 本財団から見積金額を連絡します
- ⑦ 見積金額を確認したうえで、本財団へ委託する場合はその旨を連絡してください
- ⑧ 本財団から契約書類を送付します
- ⑨ 送付された契約書類を受領し、必要事項の記入のうえ押印した契約書類を本財団へ返送してください
- ⑩ 本財団が指定する口座へ委託費用を振り込んでください
- ⑪ 本財団は費用が振り込まれたことを確認し、対象物を引取り・再資源化等を実施します

3. 留意点

- ① 対象物が使用済自動車の場合、引取業者に引渡す必要があるため本財団が委託を受けることはできません
- ② 警察への届け出等処理に先立ち必要となる手続きは、土地の所有者や管理者自らが行う必要があります

4. 相談窓口

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部

〒105-0012

東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館11階

電話番号：03-5733-8302 FAX番号：03-3438-1602